

議案第 78 号

甲賀市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 27 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市まちづくり基本条例の一部を改正する条例

甲賀市まちづくり基本条例（平成２８年甲賀市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「関わらず」を「かかわらず」に改める。

第８条中「まちづくりに参加することができます」を「それぞれの年齢に応じてまちづくりに関わる権利を有します」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 子どもが幸せに育つことができるための大人、保護者等の役割、支援等に関しては、別に定める条例によるものとします。

第１０条第１項中「の異なる人々が」を「にかかわらず、」に、「共存」を「共生」に改め、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２ 市長等は、市民が多様な文化及び価値観を相互に理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域の一員として共に暮らせる環境の整備に努めます。

第１１条第２項及び第３項中「取組み」を「取組」に改める。

第１８条の見出しを「（まちづくり協議会）」に改め、同条第１項及び第２項中「自治振興会」を「まちづくり協議会」に改め、同条第３項中「自治振興会」を「まちづくり協議会」に、「取組み」を「取組」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ まちづくり協議会は、地域課題の解決のため、市長等その他の組織と協働によるまちづくりに取り組みます。

第２０条第２項中「支援」の次に「及び市民と市長等との間に立って支援する中間支援組織の体制の強化」を加える。

第２４条第１項中「条例」を「法令及び条例」に改める。

第３１条第１項中「適切な時期」を「おおむね４年ごと」に改める。

付 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和８年１２月１日から施行する。

（甲賀市コミュニティセンター条例の一部改正）

第２条 甲賀市コミュニティセンター条例（平成１６年甲賀市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出し中「自治振興会事務所」を「まちづくり協議会事務所」に改め、

同条中「自治振興会」を「まちづくり協議会」に改める。

（甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例の一部改正）

第3条 甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例（平成28年甲賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「自治振興会」を「まちづくり協議会」に改める。

（甲賀市男女共同参画を推進する条例の一部改正）

第4条 甲賀市男女共同参画を推進する条例（平成30年甲賀市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号、第4条第2項、第8条、第9条第2項、第12条から第14条まで、第15条第1項、第16条の見出し、同条、第21条第2項及び第24条第2項第2号中「自治振興会」を「まちづくり協議会」に改める。

議案第 7 8 号参考資料

< 本則関係 >

甲賀市まちづくり基本条例新旧対照表

改正案	現行
(市民の権利) 第 6 条 (略) 2 市民は、性、年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが等しく個人として尊重される権利を有します。 (子どもの権利) 第 8 条 子どもは、生きる、守られる及び育つ権利を有するとともに、<u>それぞれの年齢に応じてまちづくりに関わる権利を有します。</u> <u>2 子どもが幸せに育つことができるための大人、保護者等の役割、支援等に関しては、別に定める条例によるものとします。</u> (多文化共生) 第 1 0 条 市民及び市長等は、国籍等にかかわらず、互いの文化を認め合い、<u>共生</u>できるまちづくりを推進します。 <u>2 市長等は、市民が多様な文化及び価値観を相互に理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域の一員として共に暮らせる環境の整備に努めます。</u> <u>3 (略)</u>	(市民の権利) 第 6 条 (略) 2 市民は、性、年齢、障がいの有無等に関わらず、誰もが等しく個人として尊重される権利を有します。 (子どもの権利) 第 8 条 子どもは、生きる、守られる及び育つ権利を有するとともに、<u>まちづくりに参加することができます。</u> (多文化共生) 第 1 0 条 市民及び市長等は、国籍等の異なる人々が互いの文化を認め合い、<u>共存</u>できるまちづくりを推進します。 <u>2 (略)</u>

(安全安心なまちづくり)

第11条 (略)

- 2 市民は、個人として、また、地域ぐるみで自然災害等に備えた取組を行い、災害時には、互いに協力しながら対処するよう努めます。
- 3 市長等は、市民及び関係機関等と連携・協力し、防災、減災につながる取組を進めるとともに、緊急時には緊密な連携のもと、危機管理に努めます。

(まちづくり協議会)

第18条 まちづくり協議会は、区及び自治会をはじめ、地域の関係団体等が連携・協力し、広域的な地域課題の解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを推進する組織です。

- 2 まちづくり協議会は、その地域に住む又はその地域で活動する全ての市民を対象とし、広域的な視点を持って、将来を見据えた地域づくり計画を策定し、より多くの人の参加及び自由な発想により特色ある地域をつくれます。

3 まちづくり協議会は、地域課題の解決のため、市長等その他の組織と協働によるまちづくりに取り組みます。

- 4 市長等は、まちづくり協議会の地域づくり計画に基づく取組に対して必要な支援を行います。

(市民活動)

第20条 (略)

(安全安心なまちづくり)

第11条 (略)

- 2 市民は、個人として、また、地域ぐるみで自然災害等に備えた取組みを行い、災害時には、互いに協力しながら対処するよう努めます。
- 3 市長等は、市民及び関係機関等と連携・協力し、防災、減災につながる取組みを進めるとともに、緊急時には緊密な連携のもと、危機管理に努めます。

(自治振興会)

第18条 自治振興会は、区及び自治会をはじめ、地域の関係団体等が連携・協力し、広域的な地域課題の解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを推進する組織です。

- 2 自治振興会は、その地域に住む又はその地域で活動する全ての市民を対象とし、広域的な視点を持って、将来を見据えた地域づくり計画を策定し、より多くの人の参加及び自由な発想により特色ある地域をつくれます。

- 3 市長等は、自治振興会の地域づくり計画に基づく取組みに対して必要な支援を行います。

(市民活動)

第20条 (略)

2 市長等は、市民自らが行う公益活動の積極的な支援<u>及び市民と市長等との間に立って支援する中間支援組織の体制の強化</u>に努めます。 3 (略) (個人情報保護) 第24条 議会及び市長等は、別に<u>法令及び条例</u>で定めるところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、その取扱いに関しても個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適切な措置を講じます。 2 (略) (条例の見直し) 第31条 市長等は、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを<u>おおむね4年ごと</u>に検証します。 2及び3 (略)	2 市長等は、市民自らが行う公益活動の積極的な支援_____に努めます。 3 (略) (個人情報保護) 第24条 議会及び市長等は、別に<u>条例</u>_____で定めるところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、その取扱いに関しても個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適切な措置を講じます。 2 (略) (条例の見直し) 第31条 市長等は、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを<u>適切な時期</u>_____に検証します。 2及び3 (略)
--	--

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年12月1日から施行する。

(甲賀市コミュニティセンター条例の一部改正)

第2条 甲賀市コミュニティセンター条例(平成16年甲賀市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「自治振興会事務所」を「まちづくり協議会事務所」に改め、同条中「自治振興会」を「まちづくり協議会」に改める。

(甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例の一部改正)

第3条 甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例(平成28年甲賀市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「自治振興会」を「まちづくり協議会」に改める。

(甲賀市男女共同参画を推進する条例の一部改正)

第4条 甲賀市男女共同参画を推進する条例(平成30年甲賀市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号、第4条第2項、第8条、第9条第2項、第12条から第14条まで、第15条第1項、第16条の見出し、同条、第21条第2項及び第24条第2項第2号中「自治振興会」を「まちづくり協議会」に改める。

<付則第2条関係>

甲賀市コミュニティセンター条例新旧対照表

改正案	現行
(<u>まちづくり協議会事務所の設置</u>) 第5条 住民主体の自治の実現に向けた取組を進めるため、コミュニティセンター内に甲賀市まちづくり基本条例(平成28年甲賀市条例第11号)第18条に規定する <u>まちづくり協議会</u> の事務所を設置することができるものとする。	(<u>自治振興会事務所</u> _____ の設置) 第5条 住民主体の自治の実現に向けた取組を進めるため、コミュニティセンター内に甲賀市まちづくり基本条例(平成28年甲賀市条例第11号)第18条に規定する <u>自治振興会</u> _____ の事務所を設置することができるものとする。

<付則第3条関係>

甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(定義) 第2条 (略) 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 及び(2) (略) (3) 地域コミュニティ組織 区・自治会及び<u>まちづくり協議会</u>その他の地域住民が公益的な活動を行うために組織する団体をいう。 (4) ～ (6) (略)	(定義) 第2条 (略) 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 及び(2) (略) (3) 地域コミュニティ組織 区・自治会及び<u>自治振興会</u>その他の地域住民が公益的な活動を行うために組織する団体をいう。 (4) ～ (6) (略)

<付則第4条関係>

甲賀市男女共同参画を推進する条例新旧対照表

改正案	現行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) ～ (5) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) ～ (5) (略)

(6) 区・自治会、まちづくり協議会等 甲賀市まちづくり基本条例
(平成28年甲賀市条例第11号)に規定する区・自治会及びまちづ
くり協議会並びにその他市民活動を促進するために組織された団体
をいいます。

(7)～(10) (略)

(市の責務)

第4条 (略)

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、県その他地方公共団体との
連携を図るとともに、市民、企業等及び区・自治会、まちづくり協議会
等と協働して取り組むこととします。

(市民等に広く表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、市民、企業等及び区・自治会、まちづくり協議会等に広
く表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュア
ル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を助長し、又は連
想させる表現及び過度の性的な表現を用いないよう努めなければなり
ません。

(男女共同参画計画(女性活躍推進計画))

第9条 (略)

2 市長は、計画の策定又は重要な変更を行うに当たっては、あらかじめ
第24条第1項に規定する甲賀市男女共同参画審議会の意見を聴くと
ともに、市民、企業等及び区・自治会、まちづくり協議会等の意見を反
映することができるよう、必要な措置を講じます。

(6) 区・自治会、自治振興会等 甲賀市まちづくり基本条例
(平成28年甲賀市条例第11号)に規定する区・自治会及び自治振
興会並びにその他市民活動を促進するために組織された団体
をいいます。

(7)～(10) (略)

(市の責務)

第4条 (略)

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、県その他地方公共団体との
連携を図るとともに、市民、企業等及び区・自治会、自治振興会
等と協働して取り組むこととします。

(市民等に広く表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、市民、企業等及び区・自治会、自治振興会等に広
く表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュア
ル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を助長し、又は連
想させる表現及び過度の性的な表現を用いないよう努めなければなり
ません。

(男女共同参画計画(女性活躍推進計画))

第9条 (略)

2 市長は、計画の策定又は重要な変更を行うに当たっては、あらかじめ
第24条第1項に規定する甲賀市男女共同参画審議会の意見を聴くと
ともに、市民、企業等及び区・自治会、自治振興会等の意見を反
映することができるよう、必要な措置を講じます。

3 (略)

(市民等の活動に対する支援)

第12条 市は、市民、企業等及び区・自治会、まちづくり協議会等が行う男女共同参画の推進に関する活動について、情報提供その他必要な支援を行います。

(相談への対応)

第13条 市は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関し、市民、企業等及び区・自治会、まちづくり協議会等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切な対応を行います。

(意見等への対応)

第14条 市は、市が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民、企業等及び区・自治会、まちづくり協議会等から意見及び提言の申出を受けた場合は、適切に対応します。この場合において、市長は、必要があると認めたときは、第24条第1項に規定する甲賀市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

(積極的改善措置)

第15条 市は、あらゆる分野における活動に当たり、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、企業等及び区・自治会、まちづくり協議会等と協力し、積極的改善措置を講じるよう努めます。

3 (略)

(市民等の活動に対する支援)

第12条 市は、市民、企業等及び区・自治会、自治振興会等が行う男女共同参画の推進に関する活動について、情報提供その他必要な支援を行います。

(相談への対応)

第13条 市は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関し、市民、企業等及び区・自治会、自治振興会等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切な対応を行います。

(意見等への対応)

第14条 市は、市が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民、企業等及び区・自治会、自治振興会等から意見及び提言の申出を受けた場合は、適切に対応します。この場合において、市長は、必要があると認めたときは、第24条第1項に規定する甲賀市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

(積極的改善措置)

第15条 市は、あらゆる分野における活動に当たり、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、企業等及び区・自治会、自治振興会等と協力し、積極的改善措置を講じるよう努めます。

2及び3 (略) (区・自治会、<u>まちづくり協議会</u>等における男女共同参画の推進) 第16条 区・自治会、<u>まちづくり協議会</u>等は、その活動を行うに当たって、男女共同参画の推進に取り組むよう努めます。 2 市は、前項に規定する区・自治会、<u>まちづくり協議会</u>等における男女共同参画の推進を図るため、情報提供その他必要な支援に努めます。 (推進の体制) 第21条 (略) 2 市は、推進施策を実施し、市民、企業等及び区・自治会、<u>まちづくり協議会</u>等による男女共同参画の取組を支援するための環境整備に努めます。 3 (略) (男女共同参画審議会) 第24条 (略) 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議します。 (1) (略) (2) 市民、企業等及び区・自治会、<u>まちづくり協議会</u>等から申出のあった意見等に係る措置に関すること。 (3) (略) 3～9 (略)	2及び3 (略) (区・自治会、<u>自治振興会</u>等における男女共同参画の推進) 第16条 区・自治会、<u>自治振興会</u>等は、その活動を行うに当たって、男女共同参画の推進に取り組むよう努めます。 2 市は、前項に規定する区・自治会、<u>自治振興会</u>等における男女共同参画の推進を図るため、情報提供その他必要な支援に努めます。 (推進の体制) 第21条 (略) 2 市は、推進施策を実施し、市民、企業等及び区・自治会、<u>自治振興会</u>等による男女共同参画の取組を支援するための環境整備に努めます。 3 (略) (男女共同参画審議会) 第24条 (略) 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議します。 (1) (略) (2) 市民、企業等及び区・自治会、<u>自治振興会</u>等から申出のあった意見等に係る措置に関すること。 (3) (略) 3～9 (略)
---	--

議案第 79 号

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 27 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及
び甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年甲賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次に掲げる事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に規定する事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「（入所定員が20人以上のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第14条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（付則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援

を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 36 条中「第 6 条の 3 第 10 項」を「第 6 条の 3 第 10 項第 1 号」に改める。

第 45 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（付則第 7 条又は第 8 条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 48 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 49 条中「と、同条第 4 号中「次号並びに第 34 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 49 条において準用する次号」」を削る。

付則第 3 条中「家庭的保育事業者等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

付則第 6 条中「家庭的保事業等」を「家庭的保育事業等（満 3 歳以上限定小規

模保育事業を除く。）」に改める。

付則第9条第1項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第30条第3項」の次に「若しくは第4項」を、「第45条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定される保育士の数」に改める。

（甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年甲賀市条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳未満の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）附則第1条本文に規定する施行の日（令和8年12月25日）から施行する。

< 第 1 条関係 >

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
(保育所等との連携) 第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 5 条第 1 項及び第 2 項、第 1 6 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 7 条並びに第 1 8 条第 1 項から第 3 項まで並びに付則第 3 条において同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成 1 8 年法律第 1 2 0 号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第 6 条の 3 第 1 0 項第 3 号に規定する事業(以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあっては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。))(以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域	(保育所等との連携) 第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 5 条第 1 項及び第 2 項、第 1 6 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 7 条並びに第 1 8 条第 1 項から第 3 項まで並びに付則第 3 条において同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成 1 8 年法律第 1 2 0 号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項_____ _____に に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。))(以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域

において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第１７条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

（１）及び（２）（略）

（３） 当該家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第４３条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

２～６（略）

７ 前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第５９条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

（１）及び（２）（略）

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条 家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の

において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第１７条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

（１）及び（２）（略）

（３） 当該家庭的保育事業者等_____により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第４３条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

２～６（略）

７ 前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第５９条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）_____であつて、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

（１）及び（２）（略）

第１４条 削除

防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第19条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）～（5） （略）

（6） 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）

（7）～（11） （略）

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

（職員）

第30条 （略）

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第19条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）～（5） （略）

（6） 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員_____

（7）～（11） （略）

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型_____及び小規模保育事業C型_____とする。

（職員）

第30条 （略）

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(付則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保

(1) 及び (2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第32条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(職員)

第32条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(付則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第48条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第4号において同じ。)」

(準用)

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第48条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第

_____と読み替えるものとする。

付 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)
は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士(_____
_____第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされ

5号」とあるのは「第49条において準用する次号」と読み替えるものとする。

付 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等_____
は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等_____
_____が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項_____
_____若しくは第45条第3項_____又は前2条の規定により保育士とみなされ

る者を除く。)を、<u>前2条の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</u> 2 (略)	る者を除く。)を、<u>保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</u> 2 (略)
---	--

<第2条関係>

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
付 則 (施行期日) 1 (略) (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定<u>(満3歳以上満4歳未満の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定<u>(満3歳以上満4歳未満の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼ	付 則 (施行期日) 1 (略) (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定_____は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定_____は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

すおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）附則第1条本文に規定する施行の日（令和8年12月25日）から施行する。

議案第 8 0 号

甲賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 2 7 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

甲賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年甲賀市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）附則第 1 条本文に規定する施行の日（令和 8 年 12 月 25 日）から施行する。

甲賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 6 9 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>付 則</u> <u>この条例は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 6 9 号)附則第 1 条本文に規定する施行の日(令和 8 年 1 2 月 2 5 日)から施行する。</u>	

議案第 8 1 号

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 2 7 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年甲賀市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５２条・」を「第５２条一」に改める。

第２条第６号を次のように改める。

（６） 満３歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。

第２条第６号の次に次の１号を加える。

（６）の２ 満３歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。

第２条第１１号の次に次の３号を加える。

（１１）の２ 教育認定子ども 法第２７条第１項に規定する教育認定子どもをいう。

（１１）の３ 満３歳以上保育認定子ども 法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。

（１１）の４ 保育認定子ども 法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。

第７条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第８条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第１０条第１項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第１４条第４項第３号ア（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下こ

のイ」に改め、同号イ（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２６条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第３０条第１項中「第４０条第４項」を「第４０条第５項」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３７条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とある

のは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第38条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

（1） 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

（2） 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第38条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第40条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加え、「この章」を「この章（第44条第1項を除く。）」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められ

る満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第41条第2項及び第42条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第43条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「当該特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」を加え、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第6項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第47条第7号中「第40条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第48条第1項及び第2項ただし書並びに第50条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第51条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第15条第1項」に、「と読み替える」を「と、第26条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第52条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定

小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５３条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第５３条第３項」を加え、「第４１条第２項」を「第３８条第３項、第４０条第３項及び第４１条第２項」に、「含む。次条第３項」を「含む。第５３条第３項」に改め、同項後段中「この章」の次に「（第４４条第１項を除く。）」を加え、「法第１９条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５３条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５３条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、「第４４条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５２条の２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。

以下この条において同じ。）」が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２ 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３８条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特

例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第 38 条第 2 項、第 40 条第 2 項及び第 41 条第 2 項を除き、第 51 条において準用する第 9 条から第 15 条まで（第 11 条及び第 14 条を除く。）、第 18 条から第 20 条まで及び第 24 条から第 34 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 40 条第 3 項中「第 19 条第 2 号」とあるのは「第 19 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第 19 条第 2 号」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 44 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 14 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

第 53 条第 1 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「前条第 1 項」を「第 52 条第 1 項」に、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「第 44 条第 1 項中「教育・保育給付

認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条） 第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第 1 節 利用定員に関する基準（第 5 条） 第 2 節 運営に関する基準（第 6 条—第 3 5 条） 第 3 節 特例施設型給付費に関する基準（第 3 6 条・第 3 7 条） 第 3 章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 8 条） 第 2 節 運営に関する基準（第 3 9 条—第 5 1 条） 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（<u>第 5 2 条—第 5 3 条</u>） 付則 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（5） （略） <u>（6） 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）をい</u>	目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条） 第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第 1 節 利用定員に関する基準（第 5 条） 第 2 節 運営に関する基準（第 6 条—第 3 5 条） 第 3 節 特例施設型給付費に関する基準（第 3 6 条・第 3 7 条） 第 3 章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 8 条） 第 2 節 運営に関する基準（第 3 9 条—第 5 1 条） 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（<u>第 5 2 条・第 5 3 条</u>） 付則 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（5） （略） <u>（6） 小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業をいう。</u>

う。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。

(7)～(11) (略)

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

(12)～(29) (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考

(7)～(11) (略)

(12)～(29) (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考

しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 （略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第8条 （略）

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子ども _____に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第10条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保

なければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども _____の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 （略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第8条 （略）

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第10条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保

護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)

(利用者負担額等の受領)

第14条 (略)

2及び3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 及び (2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 教育認定子ども

7万7,101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども

(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第

護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)

(利用者負担額等の受領)

第14条 (略)

2及び3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 及び (2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第

2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。))が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 教育認定子ども

_____ 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 満3歳以上保育認定子ども

_____ 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 及び (5) (略)

5 及び 6 (略)

(虐待等の禁止)

第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園で

2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。))が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 及び (5) (略)

5 及び 6 (略)

(虐待等の禁止)

第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園で

ある特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第30条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)
若しくは地域型保育(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第40条第5項において同じ。)を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)
が教育認定子ども
_____に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

ある特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第30条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)
若しくは地域型保育(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第40条第4項において同じ。)を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)
が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
_____に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども
及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども
の総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども
」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども
（特別利用保育を受けるものを除く。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども

(特別利用教育の基準)

が満3歳以上保育認定子ども

_____に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

２ 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合
 には、当該特別利用教育に係る満３歳以上保育認定子ども

施設を現に利用している教育認定子ども

_____の総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子

(特別利用教育の基準)

が法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。

２ 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学

前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該

当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第５条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子

ども」と、「教育認定子ども
_____の総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども
_____の総数」と、「同
号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同
条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第1
4条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第
28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用
の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは
「教育認定子ども _____（特別利用教育を受ける者を含
む。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは
「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と
する。

第38条 （略）

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以
上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次
の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行
う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学
校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定め
るものとする。

（1） 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型
保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利
用定員

（2） 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護

ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給
付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学
校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同
号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同
条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第1
4条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第
28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用
の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」
とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含
む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは
「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と
する。

第38条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型
保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型
保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就
学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏ま
え、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため
当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小
学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものに
あつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護す
る小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12

満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）
は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第40条 （略）

- 2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）
は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第44条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）

項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第40条 （略）

- 2 特定地域型保育事業者
は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章
において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども
の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認
定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就
学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第
20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等
の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保
育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前 2 項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、これら
の項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明
示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である
場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適
切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第 43 条に規定す
る連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業
を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第 41 条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域
型保育事業の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法附則第 73
条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により
市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない
い。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項
に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明
示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である
場合その他利用申込者に係る満 3 歳未満保育認定子どもに対し自ら適
切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第 43 条に規定す
る連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業
を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第 41 条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満 3 歳未満保育認定子どもに係る特定地域
型保育事業の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法附則第 73
条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により
市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない
い。

(心身の状況等の把握)

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地

(心身の状況等の把握)

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者 _____により特定地

1 2 (略)

(利用者負担額等の受領)

第4 4条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第2 9条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第4 7条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第4 0条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)

(8)～(1 1) (略)

(勤務体制の確保等)

第4 8条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地

1 1 (略)

(利用者負担額等の受領)

第4 4条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者_____から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第2 9条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第4 7条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第4 0条第2項_____に規定する選考の方法を含む。)

(8)～(1 1) (略)

(勤務体制の確保等)

第4 8条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地

域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第50条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第51条 第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子ども)を除く。以下この節において同じ。)について」と、第15条第1項

中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第2

域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第50条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第51条 第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども)を除く。以下この節において同じ。)について」と、第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第2

0条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第26条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども

に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども

及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）の総

0条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替える

ものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校

就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総

数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第53条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第38条第3項、第40条第3項及び第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。第53条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第44条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）

_____」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定

数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項_____において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第41条第2項_____を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項_____において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章_____において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）

_____」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定

地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども

_____に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」
と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第38条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を

地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者

_____とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」
と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第38条第2項、第40条第2項及び第41条第2項を除き、第51条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第40条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、

同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子ども

に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども_____
_____(第52条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども_____
_____)を含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者_____

_____が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項_____
_____)の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者_____」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定

利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども
（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

議案第 8 2 号

甲賀市勤労福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 2 7 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

甲賀市勤労福祉会館条例（平成１７年甲賀市条例第６２号）の一部を次のように改正する。

別表第１備考に次の１項を加える。

- ４ 繁忙日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日の前日、７月２１日から８月３１日まで及び１２月２９日から１月３日までの期間中の日並びに指定管理者が市長の承認を得て定めた日という。）に宿泊する場合の利用料は、この表に定める利用料の額に当該利用料の１０割以内の額を加算した額とすることができる。

付 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

甲賀市勤労福祉会館条例新旧対照表

改正案				現行			
(利用料)				(利用料)			
第 1 0 条 利用料は、別表第 1 に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。				第 1 0 条 利用料は、別表第 1 に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。			
2 (略)				2 (略)			
別表第 1 (第 1 0 条関係)				別表第 1 (第 1 0 条関係)			
施設名	区分		金額 (円)	施設名	区分		金額 (円)
和室 (1 室につき)	宿泊利用 (1 人当たり)	1 人利用	6, 5 0 0	和室 (1 室につき)	宿泊利用 (1 人当たり)	1 人利用	6, 5 0 0
		2 人利用	5, 2 0 0			2 人利用	5, 2 0 0
		3 人利用	4, 9 0 0			3 人利用	4, 9 0 0
		4 人利用	4, 6 0 0			4 人利用	4, 6 0 0
	時間利用	午前 9 時から午後 1 時まで	4, 2 0 0		時間利用	午前 9 時から午後 1 時まで	4, 2 0 0
		午後 1 時から午後 5 時まで	4, 2 0 0			午後 1 時から午後 5 時まで	4, 2 0 0
		午前 9 時から午後 5 時まで	8, 4 0 0			午前 9 時から午後 5 時まで	8, 4 0 0
洋室 (1 室につき)	宿泊利用 (1 人当たり)	1 人利用	7, 8 0 0	洋室 (1 室につき)	宿泊利用 (1 人当たり)	1 人利用	7, 8 0 0
		2 人利用	5, 9 0 0			2 人利用	5, 9 0 0

	たり)	3人利用	5, 200		たり)	3人利用	5, 200
備考				備考			
1 宿泊利用の場合において、小学生未満で独立して寝具を使用しないときは無料とする。				1 宿泊利用の場合において、小学生未満で独立して寝具を使用しないときは無料とする。			
2 時間利用の場合における利用料には、飲食に係る費用は含まない。				2 時間利用の場合における利用料には、飲食に係る費用は含まない。			
3 時間利用が可能な和室は、1階和室に限る。				3 時間利用が可能な和室は、1階和室に限る。			
4 <u>繁忙日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日、7月21日から8月31日まで及び12月29日から1月3日までの期間中の日並びに指定管理者が市長の承認を得て定めた日をいう。）に宿泊する場合の利用料は、この表に定める利用料の額に当該利用料の10割以内の額を加算した額とすることができる。</u>							
付 則							
<u>この条例は、令和9年4月1日から施行する。</u>							